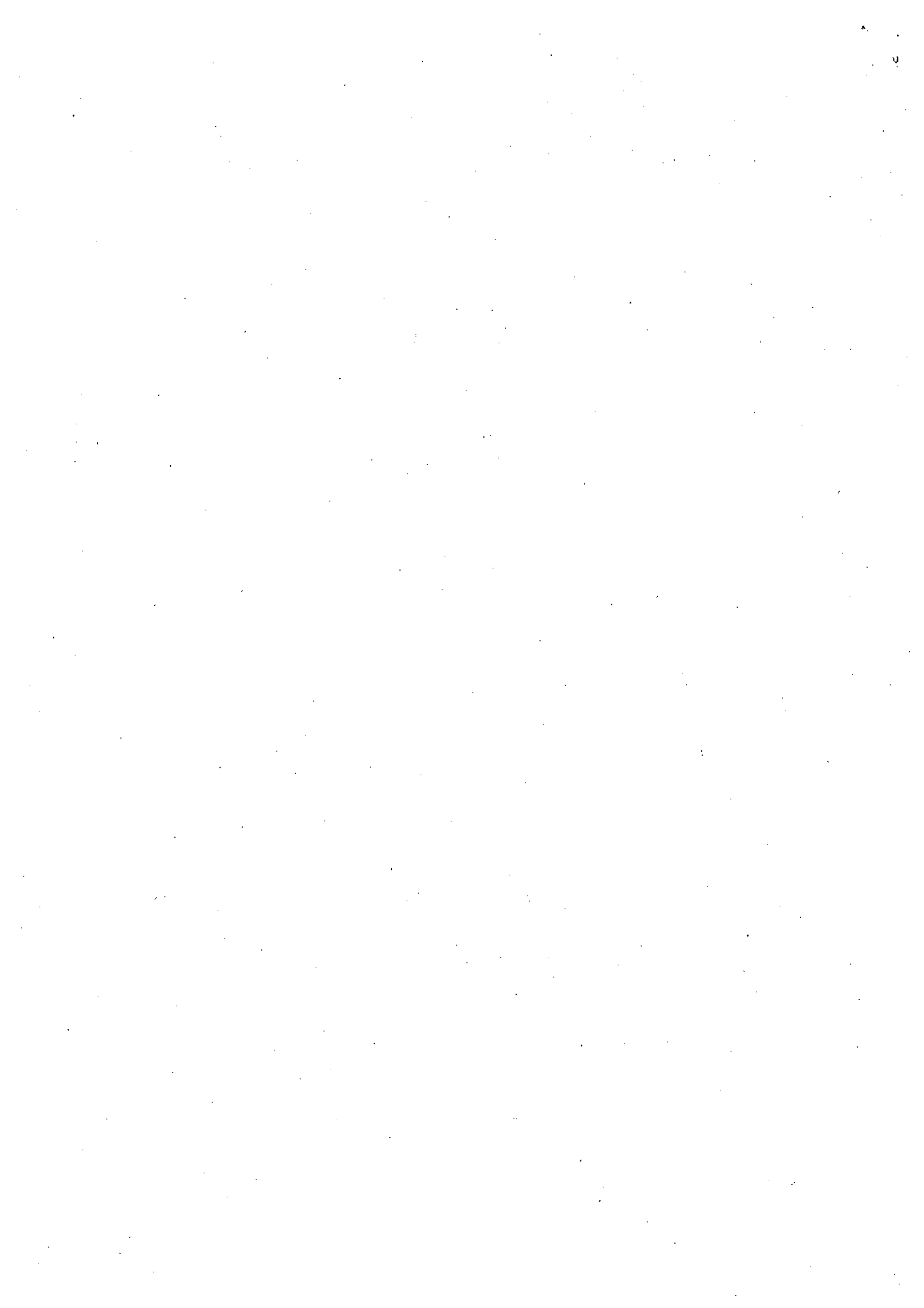
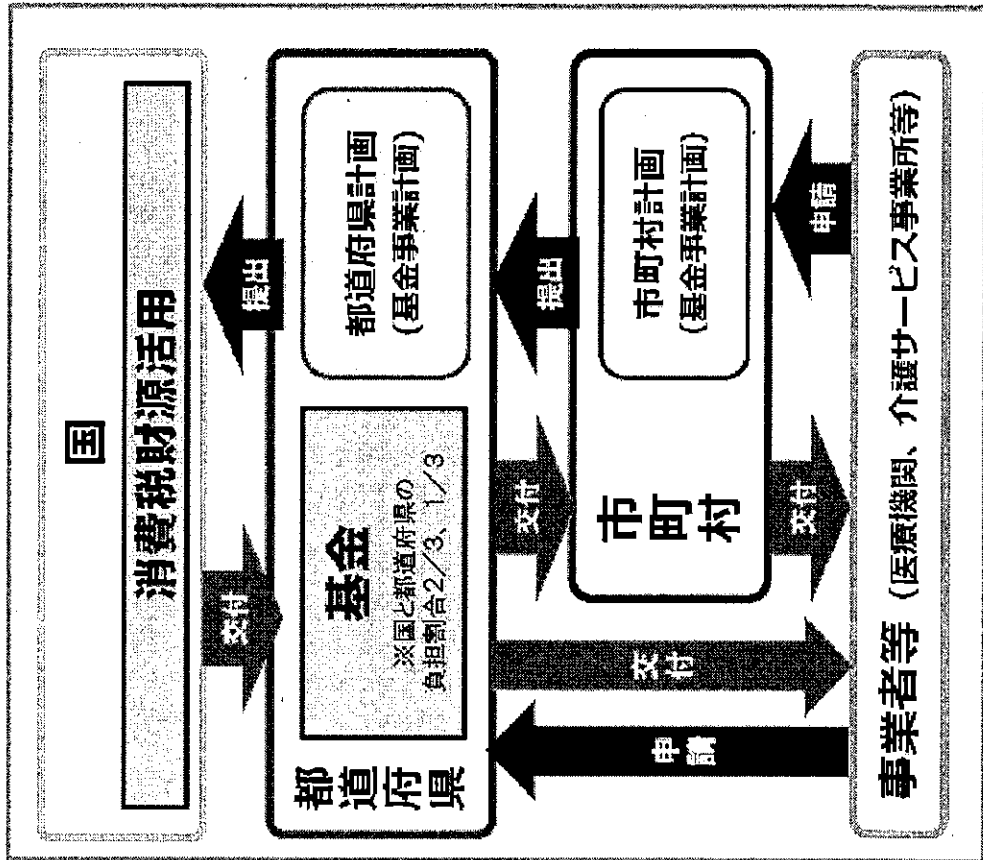


地域医療介護総合確保基金概要



地域医療介護総合確保基金とは

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題です。このため、厚生労働省により、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金を各都道府県に設置されました。これを受けて、各都道府県は、都道府県計画を作成し地域医療構想との整合性を図り、当該計画に基づき事業を実施してまいります。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめ、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居室等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

※ 説明図については、厚生労働省ホームページより抜粋。

地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算案は、公費ベースで1,561億円(うち、国分1,040億円)。
- 地域医療介護総合確保基金の平成28年度予算案は、公費ベースで1,628億円(医療分904億円(うち、国分602億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))

地域医療介護総合確保基金の予算		地域医療介護総合確保基金の対象事業	
1,628億円	1,628億円	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)	※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。
介護分 724億円 (うち、国分 483億円)	介護分 724億円 (うち、国分 483億円)	2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)	
医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)	
医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	4 医療従事者の確保に関する事業(※)	
医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	5 介護従事者の確保に関する事業	
+724億円			
26年度予算 (当初予算)	27年度予算 (当初予算)	28年度予算 (当初予算)	27年度予算案 (補正予算)
医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	介護分 1,561億円 (うち、国分 1,040億円)
今後のスケジュール(案)			
【平成27年度補正予算(介護分)】			
27年12月 事業量調査の実施			
28年 3月 目途 都道府県へ内示			
【平成28年度当初予算(医療分及び介護分)】			
28年1月～ (※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施)			
3月～ 国による都道府県ヒアリング実施			
予算成立後 基金の交付要綱等の発出			
5月 目途 都道府県へ内示(※都道府県計画提出)			
遅れる見込み			
(注)このスケジュールは現時点での見込みであり、今後、変更が及び得る。			

※ 説明図については、厚生労働省ホームページより抜粋。

基金事業の配分額及び各圏域からの意見聴取について

■基金事業(医療分)の配分額及び事業区分別状況

○基金のうち、医療分は904億円(※)／年(全国ベース)であり、横ばいで推移。
(※=904億年中、うち国庫602億円)

〔 大阪府への基金配分
27年度配分実績 56.2億円(全体の約6.2%)
28年度要望額 61.2億円(全体の約6.8%) 〕

○基金枠の現状(単位:億円)

事業区分	概要	H27配分	H28要望
I	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	21.8	23.5
II	居室等における医療の提供に関する事業	5.1	6.5
III	医療従事者の確保に関する事業	29.3	31.2
	合計	56.2	61.2

【今後の基金運営で留意が必要な事項】

- 事業区分が細分化され、執行において柔軟性なし
- 事業区分Ⅰ(病床転換)にシフトしていく傾向
- 財務省・厚労省は、具体的なアウトカムの提示を要求

■圏域の意見を聴取する理由

○現在実施している基金事業について、着実に実績を積み上げながら、効果的に進めていくことが必要です。

○PDCA(改善)サイクルを回しながら、よりよい事業とするため、各圏域からご意見をいただきたいと考えています。

○なお、圏域から意見聴取することにあたっては、以下の計画等にも述べられています。

○地域医療構想策定ガイドライン

(平成27年3月)【P40】

⇒地域医療構想調整会議の中で、基金を活用した具体的な事業について議論。

○地域医療構想(平成28年3月)【P67】

⇒基金計画に盛り込む事業案について、同調整会議の中で、協議・検討。

■各懇話会での意見集約について

■各懇話会での意見集約のポイント

【意見集約の前提】

- ・各懇話会及び各協議会で集約いただいた意見を、総合的に判断したうえで、29年度以降の府としての基金事業の検討を進めさせていただきます。

【ご意見・ご提案の範囲】

- ・委員の専門的知見をもとに、基金事業に対するご意見をいただくものです。よって、委員の所属団体に関連のある事業や興味・関心のある事業など、可能な範囲内のご意見で構いません。

【ご意見・ご提案いただきたい内容】

- ・全くの新規事業の提案は厳しい状況のため、既存事業にかかる他事業、他団体との連携や実施方法等の改善など、効率的、効果的に事業を進めていくためのご意見・ご提案を中心にお願いします。

(1) 改善の方向性

評価区分	概要
意見なし	特に意見なし
現状維持	現状維持
改善	改善の余地がある。 (改善することで更なる効果が見込める。)
その他	他事業との統合、事業の廃止など。

(2) 改善が必要と考える項目

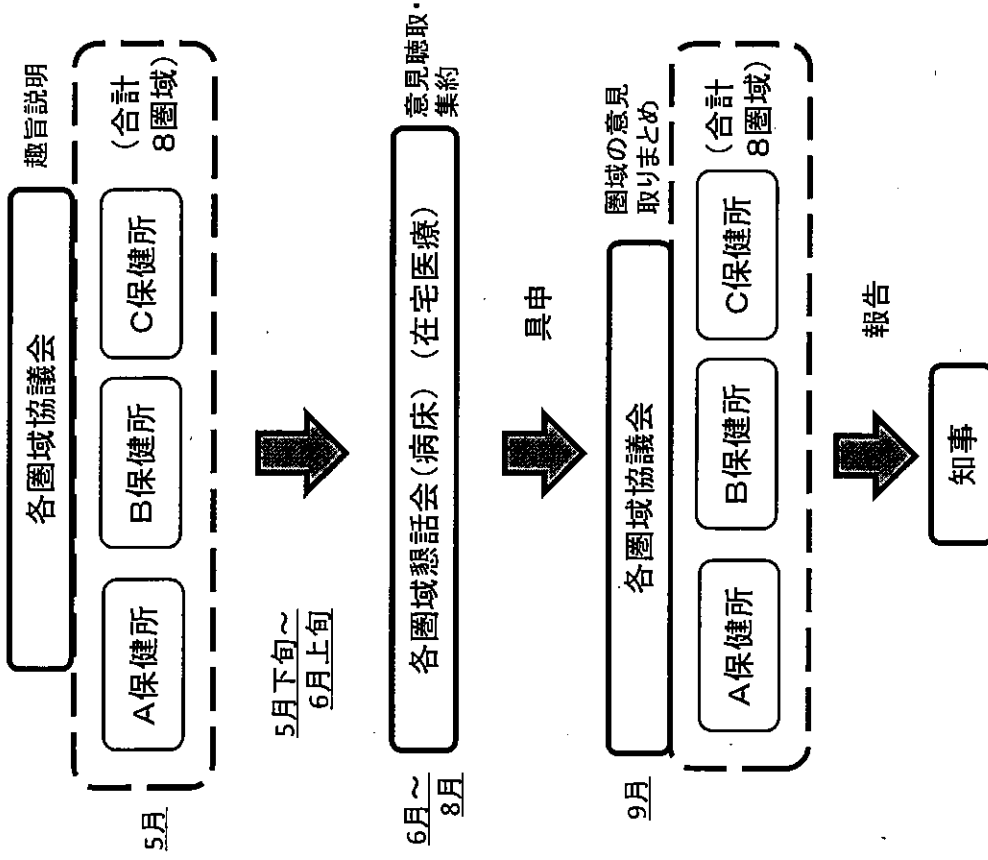
【(1)で「改善」を選択した場合】

改善項目	概要
事業連携	他事業との連携強化の関する事項
執行方法	事業の実施方法(進め方)に関する事項
補助経費	補助対象経費に関する事項
事業実施者	補助(委託)対象者に関する事項
その他	その他に関する事項

- (3) (1)で「改善」又は「その他」とした場合は、その考え方、根拠、それによって生じると思われる効果等について、ご意見・ご提案をお願いします。

各圏域からの意見聴取にかかる今後のスケジュール

■協議会・懇話会での意見聴取の流れ



■今後のスケジュール

- 5月中旬以降 本庁各課、団体への説明
各圏域の保健所を集め、事前説明
保健医療協議会(1回目)で
趣旨説明
- 6月～8月 懇話会(在宅医療・病床)で
基金事業の意見聴取・集約
集約状況仮報告
- 9月上旬 保健医療協議会(2回目)に
○9月 報告・議論及び圏域としての
意見とりまとめ

平成28年度 地域医療介護総合確保基金事業(案)一覽【H28.6.3時点】

【参考】 H27 事業番号	事業番号	事業名	事業の概要
<h2>I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業</h2>			
1	1	病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業 (地域包括ケア病床・緩和ケア病床・回復期リハビリ テーション病床への転換)	地域医療構想を踏まえ、病床の機能分化を推進するため、二次医療圏ごとに過剰となる病床から不足する病床へ転換する病院の取り組みを支援するため、必要な施設の新増改築や改修に係る工事費等の一部を補助する。
5	2	地域医療機関ICT連携整備事業	地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。
6	3	救急搬送・受入体制強化システム改修事業	救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難になっている患者の受入れ体制強化に向けて、救急・災害医療情報システム及びORION(救急搬送・情報収集・集計分析システム)の改修を行う。
8	4	訪問看護ネットワーク事業(訪問看護ステーションの機能強化のための設備整備)	複数の訪問看護ステーションや訪問看護と介護、医療機関等が相互に連携する事業及び訪問看護ステーションの規模拡大を支援・強化することにより、訪問看護の安定的な供給を実現し、もって訪問看護サービスの向上を図ることを目的とする。
2	5	がん診療施設設備整備事業	医療機関に対し、がんの医療機器(マンモグラフィ・内視鏡・エコー等)の整備に伴う施設設備整備費に対し支援する。

事業番号	事業名	事業の概要
【参考】 H27 事業番号	II 居宅等における医療の提供に関する事業	
10	在宅医療推進協議会運営事業	地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。
12	摂食嚥下障害対応可能な歯科医療従事者育成事業	摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者を養成するため、摂食嚥下障害についての診断(嚥下内視鏡検査含む)・訓練方法についての実地研修に係る経費に対し補助する。
13	在宅医療を支える歯科衛生士の人材育成事業	地域における在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識、技術を有する歯科衛生士の人材育成のための研修会開催に係る経費を補助する。
14	CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業	CAD/CAMを使用した歯科技工士の知識及び技術を習得させるとともに、最新の歯科技工士に対応できる歯科技工士の育成のための研修会に係る経費に対し補助する。
15	無菌調剤対応薬剤師の育成事業	薬局・薬剤師への無菌調剤に係る研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療(薬剤)受入体制整備を推進する。
16	精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業	精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。
17	精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業	精神科病院の看護師向けに身体合併症患者の看護についての研修(実地研修中心)を実施するとともに、一般科救急病院の看護師向けに精神疾患についての研修を行い、府内の合併症対応力の向上を図る。
18	一般救急病院への精神科コンサル事業等	身体合併症支援病院において、輪番時に身体科サポート医が対応する体制を整備する。また、一般救急病院に対して精神科的なコンサルテーションを行う体制を確保する。
19	一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業	既に精神疾患(認知症等を含む)の医療について個々の医療機関(病院・診療所)での連携を進めている地域をモデル地域とし、それぞれの地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での医療連携体制の整備を進める。
4	精神科病院への機器整備事業	一般救急病院において一定の処置を終えた患者を身体合併症支援病院(新設)が受入れた際に、院内において必要な検査等を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。

H28で終了

H28で終了

【参考】 H27 事業番号	事業番号	事業名	事業の概要	
20	16	認知症早期医療支援モデル事業	認知症の早期診断・早期対応を行い、認知症患者の重症化予防につながるために、ネットワークの構築や訪問チーム活動などの編成等、医療介護連携体制のモデル的取組を支援し、他の地域での取組に広げる。	H28で終了
21	17	未治療者等へのアウトリーチ拠点整備事業	未治療者等へのアウトリーチ体制を整備していくために、大阪府がネットワークを構築するとともに、府立精神医療センターに訪問支援チームを整備し、集積した知見を府内に還元することで、府内全体の支援力向上を図る。	H28で終了
23	18	小児のかかりつけ医育成事業	かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を医師会に委託して実施する。また、研修に必要な物品を購入する。	H28で終了
25	19	難病患者在宅医療支援事業	難病患者が地域の医療関係機関による治療とケアを受け、安心して在宅による療養生活が続けられるように、難病専門病院が地域診療所・病院等と連携して、在宅における難病診療等を支援し、在宅医療を推進する。	H28で終了
26	20	在宅療養における栄養ケア事業	在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議等において地域で栄養ケアを実施するための必要な検討を行い、在宅療養における栄養ケア体制の連携推進を図るとともに、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地域での在宅療養者への栄養ケアサービスをモデル実施する。	
27	21	緩和医療の普及促進等事業	がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるよう、治療の初期段階から切れ目のない緩和医療を提供するため、患者・家族への緩和医療の正しい知識の普及と事業及び緩和医療に携わる医療従事者への研修など人材養成等の事業に対し補助する。	
28	22	HIV感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等 地域医療体制構築事業	特に患者の負担が大きく体制構築に急務を要する透析医療機関等でHIV感染者の診療が可能な医療機関(協力医療機関)を把握する。協力医療機関へ研修を実施するとともに、ネットワーク化を行い、拠点病院の主治医等からの紹介依頼に対応できる体制を整備する。協力医療機関、拠点病院等との連絡会議を開催しネットワークのスムーズな運用を図る。HIV陽性者の診療連携マニュアルを作成し、協力医療機関へ配布する。	H28で終了
H26 (2)	23	地域医療連携強化事業	圏域内での地域連携クリティカルパス運用や在宅緩和医療を含む緩和医療提供体制等を構築するために各圏域に設置している「がん医療ネットワーク協議会」の運営や活動に必要な経費を支援する。	
—	24	高齢者のための新しい口腔保健指導推進事業	高齢者施設職員・施設利用者へ機能的口腔ケアに係る保健指導を推進するため高齢者の講習会実施に対し補助を実施する。	新規
9	25	在宅医療推進事業	これまでの多職種連携の体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するため、コーディネーターを配置する地区医師会に対し、その経費を補助する。	

【参考】 H27 事業番号	事業番号	事業名	事業の概要
11	26	在宅歯科医療連携体制推進事業	在宅歯科ケアステーション(在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口)の府内各地域への設置を推進する。なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じて歯科との連携に関する在宅医療関係者向けの研修会や地区内での人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上げを図る。
22	27	訪問看護師確保定着支援事業	在宅医療・介護サービスの提供体制の充実、安定的な供給を図るための、訪問看護師の人材確保や資質向上、定着支援に関連する業務の委託及び補助を行う。

Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業

29	28	医療勤務環境改善支援センター運営事業	医療機関の勤務環境改善を促進するため大阪府医療勤務環境改善支援センターを大阪府私立病院協会内に設置し、先事例の情報収集や経営・勤務環境に関する調査分析、個別支援・フォローアップ、勤務環境改善マネジメントシステム手引書の周知等の事業を行う。
31	29	病院内保育所施設整備費補助事業	看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着を図るための、府内病院、診療所における病院内保育所の新築、増築又は改修等に要する費用や看護師宿舎及びナースステーション等の看護師勤務環境改善施設整備に要する費用に対し補助する。
32	30	病院内保育所運営費補助事業	夜勤等で一般の保育所を利用できない看護師等が安心・継続して仕事を続けることができ、看護職員をはじめとする医療従事者の定着を図られるようにするための、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の運営に要する保育士等の人件費等に対し補助する。*補助対象を国公立まで拡充するとともに、新たに近隣の院内保育所がない病院の乳幼児を預かった場合の加算措置を実施。
33	31	地域医療支援センター運営事業	地域医療支援センター(大阪府医療人キャリアセンター)を運営し、地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながら、地域や診療科間のバランスのとれた医師確保を推進する。
34	32	地域医療確保修学資金等貸与事業	周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となっている現状に対応するため、これらの医療分野を志望する医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。
35	33	産科小児科担当等手当導入促進事業	産科や小児科(新生児)の医師等に対して分娩手当、研修医手当、新生児担当手当を支給することにより、処遇の改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師確保を図る。
36	34	精神科救急医育成事業	初期研修中および後期研修中などの若い医師向けに精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急にたずさわる医師の育成を行う。

【参考】 H27 事業番号	事業番号	事業名	事業の概要
37	35	女性医師等就労環境改善事業	「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する医療機関に対し、必要となる代替医師の件費や研修経費を補助する。
38	36	新人看護職員研修事業	看護の質の向上及び離職防止を図ることを目的に、病院等が新人看護職員等に基本的な実践能力を獲得させるための研修に要する費用や看護職員の養成に携わる者、看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任ある者に必要な知識・技術を修得させるための講習会の委託及び事業の実施に要する費用に対し補助する。
— (H26)	37	看護師等養成所施設整備事業	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所施設整備費に係る経費の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。
39	38	看護師等養成所運営費補助事業	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所運営費に係る経費の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。
40	39	ナーースセンター事業・総合ICT化事業	看護職員の養成・確保と資質の向上を促進し、保健医療に対する府民ニーズの複雑多様化、看護職員の需要増などに対応するための、ナースセンターで行う無料職業紹介や各種講習会の開催等、潜在看護職員の復職支援に必要な経費及び看護職員等の人材確保、定着に向け、省力化・効率化を図るための、総合的なICT化推進に必要な経費に対し補助する。
41	40	小児救急電話相談事業	夜間の子どもの急病時、保護者等からの「受診の目安」や「家庭での対処法」などの相談に、小児科医の支援体制のもと、看護師が対応する。
42	41	小児救急医療支援事業	休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を輪番等により確保する市町村に対し、当該体制確保のための運営費を補助する。
44	42	災害医療体制確保充実事業	救急・災害医療に不慣れた医師、看護師等を対象にトリアージや応急処置といった災害医療の基礎知識を習得するために研修を実施。
45	43	特定科日休日夜間二次救急医療体制運営事業	休日・夜間における特定科目(眼科・耳鼻咽喉科)の二次救急医療体制を確保するため、大阪市中央急病診療所の後送病院としての受入病院を輪番で確保する。
46	44	医療対策協議会運営事業	地域救急医療、災害医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療等の医療従事者の確保及びその他大阪府において必要な医療の確保に関する施策について調査・審議する医療対策協議会を設置・運営する。
47	45	治験ネットワーク機能構築事業	窓口機能の強化や臨床研究コーディネータ養成など、大阪の高いポテンシャルを活かした治験ネットワーク機能を構築する。

【参考】 H27 事業番号	事業名	事業の概要
43	救急搬送患者受入促進事業	救急隊が搬送先の選定に難渋する患者の受入を促進し、救急搬送受入の維持・向上を図るため搬送受入に協力する医療機関に対し、経費の一部を補助する。

※現在の事業区分(①・②・③)については、国の配分方針に基づき編成しておりますが、今後の国のヒアリングにより再編成する可能性があります。

【参考】平成26年度計画に複数年度事業として計上し、平成28年度実施する事業一覧

【参考】 H27 事業番号	事業名	事業の概要
H26 (4)	在宅医療介護ICT連携事業	市町村または地区医師会に対し、在宅医療を行う多職種が情報共有を図るためのシステム導入経費を補助する
H26 (36)	看護師等養成所施設整備事業(H28計画事業再掲:37番)	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所施設整備費に係る経費の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。
H26 (44)	ナースセンター事業・総合ICT化事業(H28計画事業再掲:39番)	看護職員の養成・確保と資質の向上を促進し、保健医療に対する府民ニーズの複雑多様化、看護職員の需要増などに対応するための、ナースセンターで行う無料職業紹介や各種講習会の開催等、潜在看護職員の復職支援に必要な経費及び看護職員等の人材確保、定着に向け、省力化・効率化を図るための、総合的なICT化推進に必要な経費に対し補助する。

【参考】平成27年度計画に複数年度事業として計上し、平成28年度実施する事業一覧

【参考】 H27 事業番号	事業名	事業の概要
7	地域救急医療システム推進事業	高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、二次救急医療を支える人材を確保するため、救急研修拠点施設を中心に、医師の救急初期診療能力の資質向上を図る体制を立ち上げる。

事業番号	事業名	事業の概要	実施区域	事業の実施主体	事業実施圏域						
					豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉州	大阪市
【参考】平成26年度計画に複数年度事業として計上し、平成27年度に実施する事業一覧											
I H26 (2)	がん医療提供体制等充実強化事業	圏域内での地域連携クリティカルパス運用や在宅緩和医療を含む緩和医療提供体制等を構築するために各圏域に設置している「がん医療ネットワーク協議会」の運営や活動に必要な経費を支援する。	府域全域	がん診療拠点病院	●		●	●	●	●	●
I H26 (4)	在宅医療介護ICT連携事業	市町村または地区医師会に対し、在宅医療を行う多職種が情報共有を図るためのシステム導入経費を補助する	府域全域	市町村・地区医師会		●				●	
II H26 (36)	看護師等養成所施設整備事業	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所施設整備費系の経費の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。	府域全域	看護師等養成所	—						
II H26 (44)	ナーズセンター事業・総合ICT化事業 (H27計画事業再掲：40番)	看護職員の養成・確保と資質の向上を促進し、保健医療に対する市民ニーズの多様化、看護職員の需要増などに対応するための、ナーズセンターで行う無料職業紹介や各種講習会の開催等、潜在看護職員の復職支援に必要な経費及び看護職員等の人材確保、定着に向け、省力化・効率化を図るための、総合的なICT化推進に必要な経費に対し補助する。	府域全域	ナーズセンター事業 …大阪府(大阪府看護協会に委託) 総合ICT化事業 …大阪府(廣権管理回収業者に委託)							従前国庫補助事業
II H26 (45)	在宅歯科診療のための歯科衛生士養成支援事業 (歯科衛生士養成所への施設・設備整備事業)	歯科衛生士の教育内容の充実、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。主として、在宅歯科医療に特化した機器の購入に係る経費の一部を補助する。	府域全域	大阪府内の歯科衛生士養成所学校							